租税特別措置法第三十七条の二第一項	前条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）
	同項の	同条第一項の
租税特別措置法第三十七条の二第二項	前条第四項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）
	又は同項	又は同条第四項

第十二条第八項中「及び第十三条の二」を削る。

第十三条第五項各号中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改め、同条第二項第一号中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

第十七条第二項中「（同項第三号」を削り、「含み、第五十九条第二項第三号」を「含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「第五十九条第二項第三号（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「の同条第一項」とあるのは「の次条第二項第三号」を「含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「次条第二項第三号（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「の同条第一項」とあるのは「の次条第一項」に改める。

第十七条の二第一項の表の第一号中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改め、同条第二項中「法人税の額（この項及び次項、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四、第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定」を「調整前法人税額（この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定（租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項